

鳥取県教育委員会公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会（美術館整備運営事業）の概要

平成30年11月29日
博 物 館

鳥取県教育委員会公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会（美術館整備運営事業）を開催しましたので、その概要等について報告します。

記

1 鳥取県教育委員会公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会（美術館整備運営事業）

(1) 日 時 平成30年11月20日（火）午後1時30分から午後4時まで

(2) 場 所 鳥取県庁 特別会議室

(3) 委 員

氏 名	役 職 等
林田 英樹	日本工芸会理事長、元文化庁長官、基本構想検討委員会会長、アドバイザー委員会座長
衣笠 幸雄	TBSテレビ社長室顧問、前TBSサービス社長、基本構想検討委員会委員
山梨 俊夫	国立国際美術館館長、前神奈川県立近代美術館館長
佐治 ゆかり	郡山市立美術館館長、美術館連絡協議会理事
みつた ながはる 光多 長温	都市化研究公室理事長、元鳥取大学地域学部教授、元神奈川県 PFI 事業者選定審査会委員
堀越 英嗣	芝浦工業大学建築学部長、(株)堀越英嗣 ARCHITECT 5 代表、元鳥取環境大学教授
遠藤 由美子	公立鳥取環境大学副学長、環境学部教授（建築専門）
根鈴 智津子	倉吉市教育委員会事務局文化財課長
池上 祥子	鳥取県地域振興部文化振興監兼文化政策課長

(4) 議題

- ・審査会運営要綱の制定及び委員長を選任について
 - ・鳥取県立美術館整備の検討状況について
 - ・「未来をつくる美術館」の基本スキーム・事業者選定方法について
- ⇒資料は別冊資料のとおり

(5) 主な意見等

- ・審査会の委員長に林田英樹氏（元文化庁長官）を選任し、林田委員長から、委員の方々の専門的知見に加えてPFI制度を十分理解しながら丁寧な審議をしていきたいとの挨拶があった。

(施設整備)

- ・基本計画の諸室の規模について狭い箇所があると感じる。施設全体で一律の整備でなく、例えば、収蔵エリアは美術品収蔵のためのしっかりとした造りとしながらも事務エリアは一般的なレベルとするなど、各部屋によって求められる水準が異なる施設では、坪単価はエリアや諸室毎に異なるだろう。重要なのはメリハリである。民間事業者がよりコストコントロールをしやすくするには事細かに諸室毎の面積制限を設けない方が良いのではないかな。

- ・海外の美術館では、エントランスホールやロビーでユニークベニューに取り組んでおり、美術館の特別感が演出でき美術館の顔になる場所であり、事業者が自由な形で活用できる場として、面積も含めて提案できることが必要である。
- ・建築は収蔵品とバランスを取る必要があり、収蔵品、展示内容、展示方法の方向性が事業者に明らかにされている方が、結果として質の高い設計が生まれやすいと考える。
- ・事業者からの提案に係る前提条件について、物理的な根拠に基づいたものであるならば良いが、提案を制限してしまうような前提条件を設ける重要性は低いと考える。なるべく民間事業者の創意工夫が発揮されるような枠組みとしてほしい。

(官民連携)

- ・官民双方の協働が成功するために必要なのは細かく業務分担がされていることではなく同等の能力を持った者同志が同じ方向性を持って取り組んでいくことであると認識している。
- ・「展示室」であっても、県民ギャラリーと常設展示室、企画展示室は動線や管理方法等が異なるので、部屋の機能やスタッフの配置等についても熟知された提案であることが必要であり、評価の重要な視点である。
- ・ポップカルチャーに係る展覧会をPFI事業者が主体で実施するよう見受けられるが、美術館に対する評価にも繋がる責任のある業務である以上、民間事業者の学芸的な面での能力を評価することも必要ではないか。
- ・民間との連携については、他施設での課題や状況等もよく確認しながら、上手く連携できるよう検討してほしい。

(事業者選定プロセス)

- ・美術館整備で設計は重要な要素である一方、提案内容を公開プレゼンで公にする事業者への配慮も必要となる。
- ・PFI手法において公開プレゼンを実施することに問題がないか懸念があるので、事業者の声もよく聞いてほしい。

(その他)

- ・鳥取の文化、鳥取らしさがどのように理解され、わかりやすく表現されているかの視点が重要となる
- ・いろんな世代の方々が美術館に来ていただける事業展開を盛り込むべき。
- ・障がい者アートをはじめとした県の主要施策との連携も評価項目として重要である。
- ・県内産業への貢献の評価は、「地元企業等が入ることでこんないいアイデアが出た。」などの提案を評価すべき。
- ・他県の美術館において、建築の質が高くないにも関わらず成功した事例、また設計の質は高いもののコストも高いといった事例があるように思う。本事業では、そうした事例について分析もしながら検討を進めてほしい。

(6) 今後の対応

- ・民間事業者に対するマーケットサウンディングなどを行い、必要な修正などを検討した上で、事業者に公表する実施方針、要求水準書(案)について、次回の第2回審査会で議論していただき、その内容を県議会へ報告した上で、実施方針の公表を行う。
- ・31年7月頃を想定する入札公告までに審査会を複数回開催し、落札者決定基準(評価項目及び配点等)を決定していただく。